

# かわべ 議会だより



平成30年5月10日

第155号



山川橋から下流を眺む



漕艇センターから眺む

## 春のダム湖

**春うらら 桜満開** すべてのものがすがすがしく清らかで、命の息吹にあふれています。

悠々なる飛驒川に、今年もボートの季節がやって来ました。

## 目次

- ・第1回定例会……………2
- ・議案ピックアップ……………3
- ・議会まめ知識……………4
- ・総務委員会審査……………5
- ・審議結果一覧……………7
- ・一般質問……………9
- ・議会日誌……………16
- ・編集後記……………16

# 第1回定例会

## 新年度当初予算を可決 教育・子育て、定住促進、防災・災害対策を重点に

平成30年第1回定例会が、3月5日から16日の会期で開催されました。平成30年度各会計の当初予算(総額78億5401万円)のほか、13件の条例案件を含む計31案件を審議しました。このうち、平成30年度一般会計予算は修正可決(詳しくは、6・8ページに記載)となりましたが、他の議案はいずれも原案のとおり可決しました。

### 30年度 会計別当初予算額

会 計	予 算 額	前年度対比	
一般会計	48億1600万円	1億1900万円増	
特別会計	国民健康保険事業	10億2587万円	2億4645万1千円減
	下水道事業	6億1150万円	2115万5千円増
	農業集落排水事業	3350万円	213万6千円減
	介護保険	8億8447万6千円	1394万8千円減
	後期高齢者医療	1億4397万9千円	1447万1千円増
	水道事業	3億3868万5千円	4246万9千円減
合 計	78億5401万円	1億5037万8千円減	

#### 【新年度各会計予算】

新年度当初予算は、議会初日に「教育・子育て」「定住促進」「防災・災害対策」を重要施策とする施政方針とともに町長から提案され、その他の議案と合わせて総務委員会に付託され審査が行われました。

総務委員会では付託された24件の議案について、3月5日から審査を開始し、約82件の質疑応答を行いました。

5日間にわたって審査し採決した結果、新年度一般会計予算については賛成多数でその一部を修正すべきものとして、その他の議案については原案のとおり可決すべきものと決定し、議会最終日に委員会の報告書のとおり可決されました。

(委員会での質疑応答等は5ページから)

## 町長の不信任決議は否決

定例会最終日に、桜井真茂議員ほか3名の議員から「佐藤光宏町長の不信任決議」が提出され、採決の結果、賛成4・反対5となり否決されました。決議案は次のとおりです。

佐藤光宏町長の不信任決議

本議会は、川辺町長 佐藤光宏君を信任しない。

以上、決議する。

平成30年3月16日

川辺町議会

#### 【理由】

佐藤町長は、昨年、5期目の当選を目指され、比久見地内の工場跡地の有効活用を選挙公約の1番目に掲げられ、当選を果たされました。当選後は、ファシリテーターと年間委託契約を締結し、14名の委員で構成された「カワベイ未来投資会議」を立ち上げ、2月末までに4回の会議が行われました。

しかしながら、先般、土地所有者との価格交渉がまとまらず、この土地の取得を断念し、「カワベイ未来投資会議」についても白紙に戻す旨の発表をされました。選挙公約を掲げられてから、わずか10ヶ月でその公約を取り下げられることは、選挙公約違反に値します。また、1月の例月出納検査時において「カワベイ未来投資会議運営事業」について、一部不手際な処理があり監査委員から指摘を受けています。

これらは自ら発案し、自ら指示したにもかかわらず成果が現れていないどころか中止を余儀なくした状況を招いた一連の行為は、町政を混乱させ、町民に不安や不信感を抱かせることになりました。議会として到底容認できるものではなく、このまま町政の舵取りを任せることは看過出来ないことが理由です。

# 議案ピックアップ

## 人 事 案 件

### 【人権擁護委員候補者の推薦】

委員の任期満了により、引き続き中川辺在住の遠藤日女美さんを全会一致で推薦しました。



#### 【人権擁護委員】

地域の皆さんからの人権に関する相談を受けたり、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害被害者の救済と人権についての啓発活動を行っている民間ボランティアです。法務大臣から委嘱された委員です。

## 条 例 案 件

### 【川辺町大洞グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例】

平成30年6月に大洞ため池跡地に開設するグラウンドゴルフ場の設置及び管理に関し必要な事項を定めました。

### 【川辺町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例】

居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されたため、当該事業所の人員及び運営などの基準を新たに定めました。

### 【川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例・川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例・川辺町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例】

平成30年4月から国民健康保険の財政運営の責任主体が県へ移管されるため、国民健康保険税の税率基準の見直しなど所要の改正を行いました。

### 【川辺町小口融資条例の一部を改正する条例】

町内の小規模企業者の経営改善・生産性の向上を促進するため、貸付限度額及び返済期間の拡充など所要の改正を行いました。

### 【川辺町放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例】

平成30年4月から川辺北小学校に開設する放課後児童クラブの設置及び運営に関し所要の改正を行いました。また土曜日の利用時間を延長し、午前8時から午後6時までとする改正を行いました。

## 各 会 計 補 正 予 算

一般会計ほか特別会計では、29年度の決算見込みを基に予算の補正が行われました。

### 【一般会計補正予算（第4号）の主な内容】

#### ◇繰越明許費の補正

- ・小学校トイレ改修事業(1億1330万9千円)

#### ◇歳出

- ・庁舎冷暖房施設改修工事(▲814万4千円)
- ・障害者総合支援事業(▲1182万1千円)
- ・地域生活支援事業(▲370万8千円)
- ・福祉医療助成事業(537万2千円)
- ・こども園職員人件費(▲782万2千円)
- ・第3こども園指定管理委託料(675万9千円)
- ・下水道事業特別会計操出金(1272万9千円)
- ・小学校トイレ改修事業(1億1330万9千円) など

#### ◇歳入

- ・法人町民税(▲1730万円)
- ・普通交付税(4419万3千円)
- ・学校施設環境改善交付金(2913万1千円)
- ・県地籍調査費負担金(▲1005万1千円)
- ・道路橋りょう費指定寄付金(1000万円)
- ・町債(5730万円) など

### 【その他特別会計補正状況】

会 計 名	補 正 額
国民健康保険事業	1250万1千円増額
下 水 道 事 業	1422万6千円減額
介 護 保 険	2472万9千円減額



#### 【繰越明許費】

歳出予算のうち、年度内に支出が完了しないと見込まれるものについて、翌年度で支出できるようにする制度

# 議会まとめ知識

## ◆町長の不信任議決って何？

議会が町長に対し、重大な行政上の問題について、その責任を追及する手段として、又はその行政執行能力からみて町行政を任せることができないと判断したときに、町長を信任することができない旨の議決をすることを言います。

### 【不信任の理由】

議会が不信任の議決をする場合、どんな理由でもよいとされています。

ただし、議会の解散が予想されることから、住民が納得できる理由が要求されます。

### 【不信任議決の要件】

通常の議案と異なって格別重要な意味を持つものであることから、次の特別な要件が必要です。

#### ①出席者数要件

議会に出席する議員は、在任する議員総数の3分の2以上でなければならない。

川辺町の場合は、議員定数が9人のため6人以上が出席しなければなりません。

#### ②議決要件

議長を含めた出席議員数の4分の3以上の同意が必要です。

川辺町の場合は、7人以上(全議員出席の場合)の賛成が必要です。

## ◆町長の不信任決議が可決したらどうなるの？

不信任決議が可決された場合、議長は直にその旨を町長に通知しなければなりません。町長は、次のいずれかの方法をとります。

①通知を受けた日から10日以内に議会を解散



解散の日から40日以内に議員の選挙

②議会を解散をしないときは10日後に町長が失職



失職の日から50日以内に町長の選挙

# 総務委員会審査

3月定例会初日に提案された25件の議案のうち、一般会計ほか各特別会計の新年度予算案件・条例案件など24件は総務委員会に付託され、3月5日から5日間の日程で審査が行われました。

審査した議案について、各課から説明を受け、質疑応答・必要書類の提出などにより審査を進めました。

審査に当たっては、延べ82件余りの質疑応答が行われ、3月12日に討論・採決を行った結果、審査に付された議案のうち、新年度一般会計予算については、修正案が提出され、賛成多数で修正すべきものと決定し、その他の議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。委員会での質疑応答の主なものは次のとおりです。

## 【平成30年度一般会計予算について】

**Q** 地区防犯灯をLEDに交換する事業を実施していますが、電気料金の削減効果を伺います。

**A** 電気料金は、以前より安くなっています。要望で防犯灯の設置も増加しているため、大幅な削減はありません。

**Q** 川辺町未来投資会議運営事業の概要を伺います。

**A** これまでの「カワベイ未来投資会議」を収束させました。今後は視点を改めて、川辺町が活性化する策を考えていく必要があります。このため会議を継続したいと考えています。

**Q** 第5次総合計画策定事業の後期基本計画作成支援業務委託料が計上されていますが、業務内容の概要を伺います。

**A** 委託する業務の内容は、アンケート調査票のアドバイス・集計・分析、後期計画書の製本、前期計画の進捗状況の検証シートの作成等を予定しています。

**Q** 不妊治療に係る助成金155万円が計上されていますが、不妊治療経費の現状と積算概要を伺います。

**A** 不妊治療費は、検査や処置によって異なりますが、特定不妊治療費は40〜50万円、一般不妊治療費は4〜5万円ほどの費用が必要です。積算は、特定不妊治療(上限10万円)は13人分、一般不妊治療(上限5万円)は5人分を計上しています。

**Q** 雇用促進助成金事業の概要を伺います。また国の類似制度との相違を伺います。

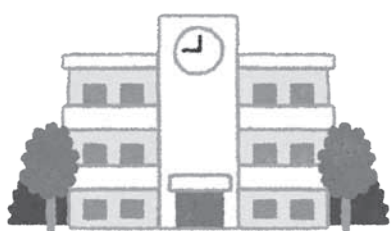
**A** この制度は、町内の事業者が町内の人を1年間継続雇用した場合、1人10万円(従業員ごとに1回限り)助成するものです。国の制度は「労働異動支援助成金」といい、離職後3ヶ月以内の労働者を雇い入れ、継続して雇用することが確実である事業者に対して30万円が支給される制度諸条件有り)で町の制度と併給も可能です。

**Q** ポケットパーク構想立案業務委託料が計上されていますが、その概要を伺います。

**A** 空き家・空き地などを活用しながらポケットパークを推進し、子育て世代の集いの場や災害時の一時避難所に対応したいと考えています。広場が不足する地域の洗い出しや効果的な公園整備の基本方針を策定するもので、30年度はポケットパークの適正配置・適正規模など整備に向けた基本方針・年次計画等を策定する予定です。

**Q** 平成30年度予算には、小学校将来構想に係る予算計上が見受けられません。展望などを伺います。

**A** 小学校将来構想のあり方について、策定委員会から提言をいただくことになっていきます。これを受けて教育委員会としての議論を重ね、町長部局と相談することとなります。現時点では、将来的には統合が望ましいというのが総論と考えます。





総務委員会

**Q** 学校給食管理費が昨年度より増加となった要因を伺います。

**A** 昨年度から給食センターの設備改修を実施しています。平成30年度は、洗浄ライン改修費用が増加要因です。

**Q** 各種スポーツの全国大会に出場すると奨励金が支給されますが、その基準を伺います。

**A** 基本的には、申込みのうえ、全国規模以上の大会であるかの審査を経て奨励金を支給しています。

## 一般会計予算は修正可決

審査を付託された総務委員会において、平成30年度一般会計予算案は、企画総務費で計上されている「川辺町未来投資会議運営事業」に係る予算14万5千円について、委員から修正動議が提出されました。

その理由は、今年度をもって「カワベイ未来投資会議」の終結報告がなされたことと、単に看板を掛け替えただけの「川辺町未来投資会議」に対する予算計上は、その事業目的や運営方法が不明確であるため、到底町民に理解が得られない。

委員会では修正案を採決した結果、賛成多数(賛成7反対1)となり修正すべきものとする結果となりました。

また同議案に対して、附帯決議案(内容は下欄に記載)が委員から提出され採決の結果、賛成多数(賛成7反対1)により附帯決議を付することに決定しました。

定例会最終日の本会議において採決した結果、総務委員会と同様に賛成多数(賛成6反対2)で修正可決されました。

### 附 帯 決 議

議案第19号平成30年度川辺町一般会計予算の執行に当たっては、次の事項に十分留意して取り組まれることを強く求める。

#### 1 委託料について

本予算において、多数の委託料が計上されている。しかしながら、自力で遂行できる業務が散見されることから、自力でできる業務は自力で遂行できるよう慎重に執行されたい。

#### 2 小学校の統廃合について

小学校の将来構想については、設置されていた検討委員会が3月に終了となり今後着手することとなる。しかしながら、具体的な行程が示されていない。事業実施の行程スケジュールなど可及的速やかに作成されたい。

#### 3 工事の入札について

予算執行を効率的にするため、入札に当たっては多数の事業者が参加できるよう制度を見直しされたい。

以上決議する。

平成30年3月12日

総務委員会

# こんなことが決まりました

## 平成30年3月定例会審議結果

件名	採決状況 (賛成：反対)	結果
専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》		報告のみ
専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》		報告のみ
専決処分について承認を求める件 《平成29年度川辺町一般会計補正予算(専決第5号)》	賛成8：反対0	承認
専決処分について承認を求める件 《平成29年度川辺町一般会計補正予算(専決第6号)》	賛成8：反対0	承認
人権擁護委員の候補者の推薦について	賛成8：反対0	適任と答申
中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約に関する協議について	賛成8：反対0	可決
川辺町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定	賛成8：反対0	可決
川辺町大洞グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定	賛成8：反対0	可決
川辺町いきがい基金条例の全部を改正する条例	賛成8：反対0	可決
川辺町ふるさと農村活性化対策基金条例の全部を改正する条例	賛成8：反対0	可決
川辺町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例	賛成8：反対0	可決
川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	賛成8：反対0	可決
川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例	賛成8：反対0	可決
川辺町介護保険条例の一部を改正する条例	賛成8：反対0	可決
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴う関係条例の整備に関する条例	賛成8：反対0	可決
川辺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	賛成8：反対0	可決
川辺町小口融資条例の一部を改正する条例	賛成8：反対0	可決
川辺町放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例	賛成8：反対0	可決
川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	賛成8：反対0	可決
平成29年度川辺町一般会計補正予算(第4号)	賛成8：反対0	可決
平成29年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	賛成8：反対0	可決
平成29年度川辺町下水道事業特別会計補正予算(第3号)	賛成8：反対0	可決

件名	採決状況 (賛成：反対)	結果
平成29年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第4号)	賛成8：反対0	可決
平成30年度川辺町一般会計予算	修正＝賛6：反2 修正以外＝賛7：反1	修正可決 (附帯決議)
平成30年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算	賛成8：反対0	可決
平成30年度川辺町下水道事業特別会計予算	賛成8：反対0	可決
平成30年度川辺町農業集落排水事業特別会計予算	賛成8：反対0	可決
平成30年度川辺町介護保険特別会計予算	賛成8：反対0	可決
平成30年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算	賛成8：反対0	可決
平成30年度川辺町水道事業会計予算	賛成8：反対0	可決
佐藤光宏町長の不信任決議	賛成4：反対5	否決

### 賛否が分かれた議案

件名 ○：賛成、×：反対	審議結果	議員名								
		桜井真茂	古川政久	佐藤満	巖敬一郎	櫻井芳男	井戸三兼	平岡正男	岩田龍典	佐伯雄幸
平成30年度川辺町一般会計予算修正部分	可決	○	○	×	○	○	○	/	○	×
平成30年度川辺町一般会計予算修正以外	可決	○	○	○	○	○	×	/	○	○
佐藤光宏町長の不信任決議	否決	○	○	×	×	○	×	×	○	×

#### 【平成30年度川辺町一般会計予算に対する討論の内容】

##### 「修正案に対する反対討論」

- ・「カワバイ未来投資会議」ほか住民から多くの提言がされているため、当会議の終結はするべきではなく町が繁栄し活気ある「まちづくり」を進めるうえで、当会議を継続する必要があると考えます。

##### 「修正案に対する賛成討論」

- ・当会議は「未来」を「将来」と看板を替えただけにすぎず、ここで区切りをつけるべきであり、町民にも理解を得られるものではありません。

#### 修正部分の内容

川辺町将来投資会議運営事業の総事業費14万5千円を減額し、小学校建設基金へ同額積立するという内容。

#### 【佐藤光宏町長の不信任決議に対する討論の内容】

##### 「反対討論」

- ・公約した5本の柱のうち、4本の柱は着実に実行されているため問題はない。

##### 「賛成討論」

- ・「カワバイ未来投資会議」の位置づけが曖昧であり、多額の費用が必要となることを事前に予測できたにも関わらず事業を進め、町政を迷走させたことが不信任に値する。



#### 【不信任議決の採決】

特別多数決といい、議員定数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意が必要です。この採決には議長も加わります。



# 一般質問

議員が質問  
3人の議員が傍聴  
21人が傍聴

井戸三兼 議員

## 問 砂防ダムについて

土砂災害対策と

ダムの現状は

(1)内陸部にある川辺町で起きうる災害は、地震及び台風、また集中豪雨による土砂崩れ災害の可能性が高いと思われます。地震・台風災害対策の一つとして空家等対策が進められています。土砂崩れ災害を防ぐためには、どのような対策を進められているのでしょうか。(2)急激な増水時に一挙に土砂とともに流れ下るのを緩衝する役割を果たすのが砂防ダムです。例えば、比久見東洞川に設置されている砂防ダムを見てください。ダムの高さまで土砂で埋まりダムの機能を果たしていないと思われる。満砂のままの砂防ダムは袖抜けや

底抜けにより崩壊しやすくなります。

浚渫しんせつによって機能の回復を図ることが望まれますが、どの位の頻度で砂防ダムの現状視察が行われているのでしょうか。

## 答 ハード・ソフトの両面から対策を推進します

【基盤整備課長】

(1)土砂災害には、急斜面が崩壊する「急傾斜地の崩壊」、山腹が崩れて土や石などが流れ出す「土石流」、地下水などが原因で土地の一部が滑る「地滑り」の3タイプがあり、それらの多くは、長雨や集中豪雨がきっかけで発生します。

土砂災害から住民の生命・財産を守るための取組としては「森林法」に基づき森林を守り育てることと山崩れなどを防止することや、山あいの溪流に堰堤を設置するなどの

治山事業の実施、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地の崩壊を防止する急傾斜地崩壊対策事業の実施、「砂防法」に基づき砂防指定地で行う土石流対策等の砂防事業の実施などがあり、このほかに老朽化したため池整備や河川改修事業などもこれに当たります。

全ての危険箇所に対策工事を行うことは、相応の時間と費用を要し現実的には極めて困難であるため、平成13年4月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が施行され、これまでに町内103箇所103箇所の土砂災害警戒区域(イエローゾーン)及びその内90箇所90箇所で土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定、ハザードマップ等による住民の皆さんへの周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制や既存住宅の移転促進、県や地方

気象台との連携による土砂災害警戒情報の提供など、ハード・ソフトの両面から土砂災害対策を推進しています。

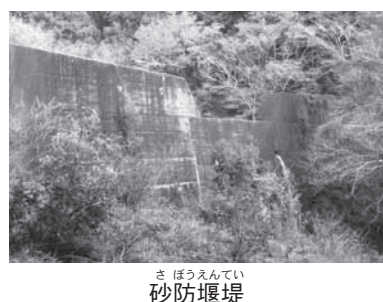
(2)川辺町には、土石流危険溪流25路線が指定され、これに伴う土石流危険箇所は38箇所におよびます。設置された砂防堰堤は11基あり、土砂が堰堤に貯まることで川の勾配が緩やかになり、川底や川岸が削られていくのを防ぐとともに、土石流の破壊力を弱める働きをしています。

砂防堰堤の管理・点検は、岐阜県が平成25年度に全ての施設について点検しており、その後一部施設で堆積土砂の撤去や施設の修繕が施工されています。今後も点検計画に基づいて施設点検が実施されるとともに、土砂や流木等の堆積状況に応じて撤去等を検討すると

しています。

なお「比久見地内東洞川の堰堤」は治山堰堤で

あるため、流れ出る土砂を調整したり、堰き止めることで下流域の人家などに影響が出ないように設置する砂防堰堤とは違い、土砂災害の発生源となる森林自体を強化し、土砂災害を防止することを目的としている施設のため、必ずしも堰堤の背面に空間がある必要はなく、完成時点でほぼ満砂状態となることが普通とされています。いざいざにしても、土砂災害防止のための対策に万全はあり得ません。



さぼうえんてい 砂防堰堤

## 問 住民問い合わせサービスへのAI活用について

＜研究・検討を＞

人口減少や財政難、住民ニーズの多様化・複雑化など自治体を取り巻く状況は厳しくなっています。単に職員数を増やす前に、職員の生産性向上を考えるべきだと思います。住民から「平日は職場にいるため、夜か休日しか相談できない」ということを聞いています。川辺町ホームページ「よくある質問」の回答を検索しても掲載されていないものがあり、12項目61質問に答えている「よくある質問」では、どれだけの質問に答えられているのか疑問です。

ら、未来に向けて想定される様々な質問・回答をAIに記憶させ、24時間いつでも対応できるようにすれば、職員の生産性向上に結び付くと思います。職員・嘱託職員を増やす前にAIを活用した住民問い合わせ対応サービスを研究・検討する必要がありますが、いかにかお尋ねします。

## 答 導入はしばらく先と考えます

【企画まちづくり課長】

AIの導入については、川崎市や仙台市などの政令指定都市のほか、近辺では豊田市や春日井市などの中核市などで、実証実験が現在行われています。チャットと呼ばれるシステムを使い、おしゃべりしている感覚で、即座に教えてくれる機能です。

「こみの出し方」「住民票などの請求の仕方」な

## 問 中小企業経営強化法に基づき、税制措置について

＜現状と特例の周知は＞

平成28年7月施行の中小企業経営強化法に基づき、平成29年4月より新たな「中小企業経営強化税制」がスタートしています。これにより機械装置に限定されていた「経営力向上設備」が、器具備品・工具・建物附属設備等に拡充され、対象中小企業者数の拡大が図られることとなり、認定経営力向上計画を提出された中小企業者の固定資産税の特例（償却資産税を3年間2分の1に減税）を受ける企業が多くなっています。

(3) 中小企業者への特例の周知はされていますか。されているとすればどのようなにされていますか。

## 答 概要を周知しPRに努めたい

【税務課長】

中小企業等経営強化法は、中小企業・小規模事業者等が「稼ぐ力」を身につけることを国が後押しするために整備された法律です。具体的には、国が生産性向上に役立つ取組をわかりやすく中小企業等に提供し、自社にあった人材育成の取組、コスト管理のマネジメントの向上や設備投資等、生産性を向上させるための取組内容などを記載した「経営力向上計画」を策定した中小企業等を税制面等で支援することが定められています。

用前の課税標準額の合計は3186万6千円で、償却資産全体の約0.27%、税額に換算しますと特例適用後で22万3千円です。

(2) 平成30年度賦課において、特例が適用される償却資産は14件、特例適用前の課税標準額の合計は1億2021万円で、償却資産全体の約0.97%、税額に換算しますと特例適用後で84万1千円です。このうち、平成30年度新規賦課分11件については、特例適用前の課税標準額の合計が9411万8千円で、税額に換算しますと特例適用後で65万8千円です。

しかしながら償却資産の申告期限が1月末で、整理・審査期間がありますので平成30年度の予算編成には反映していません。

(3) 中小企業庁のホームページに制度が詳しく掲載されているほか、毎年の償却資産申告書送付時に同封する「申告につい



ての注意事項」の中で「中小企業等経営強化法に基づく税制措置について」として概要の説明をし周知しています。

今後も、産業環境課及び商工会と情報交換等連携を密にし、適宜PRに努めていきたいと考えています。

## 問 小学校統廃合について

〜統合する意識は〜

(1) 小学校の統廃合問題は、小学校将来構想検討委員会で検討されているところですが、次の点についてお尋ねします。

① 校舎1校当たり10年平均で年間いくらの維持費がかかっていますか。

② 減価償却期間を過ぎていない校舎を壊したり、民間などに売却したりする「財産処分」を行った場合、国庫補助金を返還しなくてはならないとされていますが、西・北・東小の減価償却残存期間をお尋ねします。

③ 委員会では義務教育学校がよいという意見が多く聞かれますが、小中一貫校についても議論すべきと考えます。どのようにお考えかお尋ねします。

(2) 夕張市は財政破綻後、7小学校を1校に、4中学校を1校に統廃合

しました。夕張市は東西24.9km(川辺町の6.7倍)、南北34.7km(川辺町の3.7倍)で、面積763.07km<sup>2</sup>と川辺町の41.16km<sup>2</sup>に比べて、実に18.6倍の広さです。

義務教育学校に統合した長野県信濃町の面積149.3km<sup>2</sup>は川辺町の約3.6倍です。前々回の質問で「川辺町の10年後のグラウンドデザイン」について、統合に気持ちいが傾いているとの答弁でしたが、コンパクトな川辺町は小学校を統合すべきと考えます。困難な点は幾つか出てくると思いますが、統合の方向に進むという意識が固まったのでしょうかお尋ねします。

## 答 住民の理解の得る計画づくりにつなげたい

【教育課長】

(1) 既に決算の確定しています平成19〜28年度までの10年間における川辺西小学校・川辺北小学校・川辺東小学校の3校に係る校舎・屋内運動場(体育館)・プール・運動場(グラウンド)などの学校施設全体の維持・管理・運営費経費の平均額を算出しました。

3小学校合計で年間5860万円程度施設や電算システムの保守などの共通する経費は3校分を一括して契約し支出)、1校当たりでは3で除した金額が1950万円ほどです。

(1) ② 国の承認が必要な期間を「処分制限期間」といい、平成12年度以前に建設された鉄筋コンクリート造の校舎・屋内運動場(体育館)は60年とされて

います。減価償却残存期間は、国の処分制限期間を減価償却期間と同義と考え、3小学校の減価償却残存期間として答えま

す。川辺西小学校の校舎は昭和42年度に建設され50年を経過しており残存期間は10年、同屋内運動場(体育館)は平成10年度建設、19年経過で残存期間は41年です。川辺北小学校は、校舎・屋内運動場(体育館)ともに昭和54年度建設、38年経過で残存期間は22年、川辺東小学校は、校舎・屋内運動場(体育館)ともに昭和56年度建設、36年経過で残存期間は24年です。

【教育長】

(1) ③ 「今後の川辺町の小学校はどうあったらよいか」町民代表の方や学識経験者の方を委員に委嘱し、今年度は、先進校の

視察も含めて5回の小学校将来構想検討委員会を開催し、議論を重ね、意見を集約して提言を頂き

ます。幾つもの検討視点のうち、学校教育の課題解消・特色ある教育活動の推進・小中連携教育強化の面から「小学校の教育体制は、中学校と連動した小中一貫校並びに義務教育学校の良さと課題を研究し、目指す方向を明確にする」とよいとの意見が多くありました。

ほとんどの学校は、小学校と中学校が6・3・3・3の教育をそれぞれに推進していますが、義務教育学校は小中合わせて1つの学校とし、9年の教育を進めようとするものであり、1つの施設の中で小中学生が学ぶ場合がほとんどです。

6・3の9カ年を「5・4」制にしたり「4・3・2」制にしたりするなど、弾力的に構成でき、校長は1人です。

小中一貫校は、小中の教育内容を一貫して指導するなかで、学びを深め、生み出され時間を利用して、特色ある教育を推進

する良さがありません。小中一貫校は、小学校と中学校は別に存在し、校長はそれぞれに一人です。形態は、同じ敷地に2校が存在する「施設一体型」、極めて近い距離に2校が存在する「併設・隣接型」、歩いて数分の距離に2校が存在する「近接型」、車で移動する距離に2校が存在する「遠距離型」があります。児童生徒の交流や教職員の行き来からすれば、2校間の距離が近ければ近いほど、教育効果は発揮できると思われま

す。国が示す「小学校において通学距離は概ね4kmとする」にも当てはまる条件です。統合となった場合、すべての児童が徒歩通学とはいかず通学手段の検討は起こります。教育委員会としては、まもなく出される提言を大切に、住民の皆さんの理解を得ることに留意しながら、計画づくりに繋がりたいと考えています。



川辺西小学校

(2)川辺町は面積41km<sup>2</sup>、町の中心部から半径4〜5kmで円を描けば、ほぼ収まってしまうコンパクトさがあり鉄道に加え、道が整備されて通勤や通学

## 櫻井芳男 議員

### 問 小学校統合について

～教育環境の改善を～

現在、教育委員会主導で小学校統合に関する検討をしていることは承知しています。結論がいつ出るのか不透明な状況だと思います。そこで当該案件を町長部局で対応し迅速に進める考えはありませんか。川辺町第5次総合計画には将来人口の減少の進行を抑制させる目標が掲げられています。小学校統合に伴う教育環境の改善は少子高齢化の抑制の一助と考えますがいかがですか。考えを聞かせて下さい。

### 答 魅力ある学校や特色ある教育を推進したい

【教育長】

小学校将来構想検討委

員会では、昨年度・今年度と2年間に亘って延べ9回検討・審議をお願いしました。3月に最終の会を持ち意見をまとめ、教育委員会に提言を頂く予定です。頂いた提言を大切に、教育委員会にて計画作りを進めた後、町長部局と連携して動ければと考えています。

教育環境の改善は少子高齢化抑制の一助とのことですが、これまでの小学校将来構想検討委員会において、

1 新しい教育体制のもとで次代をたくましく生きぬく力や、ふるさと川辺を忘れない心を培うこと  
2 子どもが学び・保護者が集い・地域が寄り合える『わがまち学校』を目指し、教育内容を明確に打ち出した『魅力ある学校』づくりを町民に示し、理解を得ていくこととの意見がありました。

誰もが安心して学べ・安全な学校づくりを基盤にして「誰もが楽しく通

### 問 赤道と青線の管理について

～適正な管理を～

川辺町に赤道・青線等が多々ありますが、現状は私的に利用され公道としての機能をしていないようなケースも見受けられます。

町として現状を把握し適正な管理がなされているようには思われませんが、どのように対応しているのか現状を含め説明を求めます。

### 答 法定外公共物の管理条 例で適宜対応

【基盤整備課対策監】

道路法・河川法等が適用又は準用されない赤道・青線など「法定外公共物」は、平成12年に施行された「地方分権一括法」により、平成15年4月に町内の法定外公共物



川辺北小学校



川辺東小学校

う学校づくり」そして「魅力ある学校や特色ある教育」を推進することは「この町で子どもを育てよう」「この町に住もう」とすることに繋がる一つの要因になると思います。

については全て譲与を受け本町の財産となります。

通常の管理は、川辺町法定外公共物の管理条例に基づき管理していますが、町内に存在していると思われる法定外公共物の私的な使用につきまして、その全てを把握することは非常に困難です。

日々の業務である官民境界の立会等により、私的な使用の事実を確認した場合は、その機能回復の指導を行っています。

また法定外公共物の機能が喪失し、存置する必要が無い場合には、その占有者に対し用途廃止の申請を促し、その後の財産処分(用地の購入)を指導しています。

また本町が土地の境界を明確にすることを目的に順次進めています地籍調査事業におきましても、点在する私的な使用が明らかにありますので、適宜対応しています。

### 問 補助事業について

〜運用の適正指導を〜

川辺町の税金を使って補助をしている諸団体は相当数あると考えています。その補助の趣旨に沿った運用が行われているのか、適正な運用がない場合に指導等しているのか、現状を踏まえて説明を求めます。

また、これまでの執行部の見解では法人格を有している諸団体については容易に口出しすることができないなどと聞いていますが、その根拠とどこまで関わりが持てるのか説明を求めます。

### 答 必要に応じ 節度ある対応を行いたい

【参事】

補助金とは地方公共団体が公益上必要があると

認める場合において、特定の事業等を育成・助長するために支出するもので、相当数の団体あるいは個人に対して交付を行っています。

補助金の交付決定までには、各段階で事業のチェックが行われます。必要なものについては事前協議・内容検討・補助金交付申請・予算措置を経て交付決定が行われ、事業計画書・収支予算書のほか必要と思われる書類の提出を受け補助金交付の必要性と内容について検討したうえで交付決定しています。

補助の趣旨に添った運用については、事前にその事業の必要性・公益性・合理性などの観点から審査を行い、交付決定を行っていただきます。また交付決定後は必要に応じて補助事業の進捗状況の確認を行い、事業完了後に実績報告書・添付書類などの確認を行った後、補助金を交付するものです。

が、それぞれの段階で適正な運用がされるよう指導を行うことはもちろんです。

補助金の使われ方については、事前協議の時点から事業の執行を経て最終的な実績報告までの間、常に関わりを持ちつつ補助金の適正な運用が確保されるべく町として関与するわけですが、補助の対象となった事業以外の部分、補助を受けた団体等の事業運営全般に對して、町としての指導については、それぞれ補助の態様によって変わるものと考えています。補助金を支出しているからと言って本来その団体が決定すべき類のもの、特に法人などの場合経営方針や人事など総会で決定を受ける事項などについて無制限に町が関与するというのは望ましい形ではないと考えています。

補助の態様としては純然とある事業に対して補助を行う場合もあれば、団体の育成を目的としてその団体の運営自体を補助する場合もあります。団体の育成や事業運営を目的とする場合などはある程度の関与は必要であり、補助金事業の適正な執行に資するものと考えられますが、必要以上の関与は団体の自主性をそぐことにもなりかねません。明確な基準を示すことはなかなか困難ですが、常にあることは節度ある関与・指導等を通じて団体の自主性を重んじつつ、補助金の本来の目的を達成することであり、町としては必要に応じて節度ある対応を行い、今後の補助金事業の執行に努めたいと考えています。

### 問 ダム湖の湖岸整備について

〜整備計画は〜

ダム湖は、旧山川橋から新山川橋の間は整備され、景観もよく大勢の方々が利用されていることは承知しています。

ところが旧山川橋から川辺ダムまでの間は未整備のため、川岸にはゴミが溜まり、心無い人によるゴミの不法投棄が散見されます。川辺町第5次総合計画の「清流と人が織りなす活力あるまち」の中で「清流」という文言に反する現状をどう見ておられるのか、また今後この地域に対する計画をお持ちかお聞かせ下さい。

### 答 住民ニーズな ぞを見極めながら検討したい

【基盤整備課長】

「川辺ダム湖周辺整備



事業」は、町の中心市街地に近いダム湖及びその周辺を、緑豊かなオープンスペースとし、リクリエーションスポーツを通じた交流の場、地域住民の憩いの場、自然とのふれあいの場として整備し、まちの広域的なアピール度を高めていくことを目的に計画されました。本事業は、バブル経済時の「ふるさと創生事業」を受け、平成元年度に「川辺ダム湖周辺整備調査」、平成2〜7年度で、約21億円を投じ、「かわべ夢広場」「東光寺公園」「湖岸道路」等の右岸側の整備をしています。

また平成5年度には「飛騨川左岸基本計画」、平成8年度には「左岸地区のまちづくり土地利用構想」を策定していますが、バブル崩壊後の厳しい社会情勢を受けて事業の実施を見送ることとなりました。その後地元要望等により平成14〜17年度で約5億3千万円を投

じ「左岸遊歩道」を整備し、一応の終結を迎えています。

「山川橋く川辺ダム」間は、平成5年度策定の基本計画の一部に、上流部との一体性を持たせた整備を目標とする基本構想が存在しますが、計画には至っていません。

今後、住民ニーズ・優先度・財政事情を見極めながら検討したいと考えています。



川辺ダム湖左岸(福島)

問 第5次総合計画画及び後期計画の見直しについて

〈取組みの意気込みは〉

(1)総合計画の役割と視点  
総合計画(基本構想)の役割は、目的・将来像・大綱で、その効果・作用は4つに分類されます。

第1が全職員の行動指針、政策決定の拠り所。第2が財政運営の指針(予算の判断基礎)。第3が人事運営の基礎。第4がPDCAの核となる(全庁的な仕組みを構築)です。

実態は本来の活用がなされず総合計画が形骸化されているような感じを持つています。総合計画に対する見方、考え方にどのような所見をお持ちかお答え下さい。そして、間もなく前期計画が終了しようとしています。評価と取組姿勢に対する率

直な所見を述べて下さい。更に、後期計画への取り組みへの意気込みを伺います。

総合計画のほかに各種計画では、人口推計が計画の最も大切な指標として掲げています。人口にはまさにその自治体に居住している人「定住人口」とその地域に訪れる人「交流人口」に分かれますが、一般的に用いられる各種計画にあつては「定住人口」を将来人口の目標値としています。

総合計画の大きな柱に将来人口(定住人口)の目標値2024年9千700人が想定されています。一方、町総合戦略においては非常に長期の将来の人口展望を掲げ2040年9千100人、2060年には8千100人を目指す独自推計を行っています。この推計は自然減対策や社会減対策を講じての推

計値です。両推計値は整合性が取れているのですか。諸施策が講じられない場合、人口減少はどのようなになると推計しているのかお答え下さい。次に、近年少子高齢化が一層進み「定住人口」の増加を追い求めることだけに政策を集中することは非常に困難です。

このため、地域活力を減退させないよう「交流人口」を増やしていくことが大切です。「定住人口」は住民登録という確立された算出手段がありますが「交流人口」についてはどのような計測手段で考えているのですか。現在「交流人口」について、数値があれば回答下さい。そしてどのような傾向か報告下さい。さらに後期計画において「交流人口」をどのように位置づけるのか所見を伺います。

(3)大胆な後期計画の見直しとロードマップについて

今回の後期計画の見直しにおいて、各種施策で目標値を掲げていますがこの目標値に対してPDCAサイクルをされるのですか。また、特に大胆な見直しをされ基本構想にも影響を及ぼすような計画変更はないのかお答え下さい。

さらに、ロードマップと後期計画見直し後の5箇年の事業計画・財政計画はどのように考えているのか併せてお答え下さい。

提示

【PDCAサイクル】

計画(Plan=プラン)・実行(Do=ドゥ)・評価(Check=チェック)・改善(Action=アクション)の手順を順番に実施して、その手順を繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法のことを言う。

## 答 前期計画の 進捗状況を 検証し後期計画 を策定したい

【町長】

(1)川辺町第5次総合計画は平成27年度を初年度として、平成36年度までの10年間のまちの進むべき方向、まちづくりを進めていく道しるべを示したものです。

策定に当たっては、国の「国土形成計画」県の「岐阜県長期構想」を上位計画として関連づけていきます。

総合計画は三層構造となっており、  
一『基本構想(目指すまちの将来像を定める)』  
二『基本計画(その目的を達成するための手段・事業である)』  
三『実施計画(その手段の具体的な進め方を示す)』  
で構成しています。

総合計画を策定することは、私たち行政がやる

ことを町民の皆さんにはつきり示すことであると考えており、形だけの計画では決してありません。

また期せずして国主導で地方創生を目指す「総合戦略」を各自自治体で確立するよう求められ、当町も平成28年に総合戦略を策定しました。第5次総合計画が動き出して2年目に入ったばかりだったため、戦略を考える折に基本計画で掲げた事業や目標値を改めて見つめ直すことができました。よって各事業への取組姿勢は、それぞれの職員が積極的に取り組んでいると考えます。なお前期計画は平成30～31年の2ヶ年をまだ残していますので、期間評価については今後に適正な評価を行い、報告したいと考えます。

さて減少幅の大小はありますが、人口は減少し働く人(生産人口)も減る一方、高齢化はさらに加

速し、社会保障費等の増

加により財政は逼迫します。そんな時代の中で、それぞれの事業を今のまま実施していくのか、また事業自体が必要なのか

廃止すべきかを判断すべきです。もし必要だと判断しても、拡大するのか現状維持でいくのか。また縮小するのか。民間に移行していくのか。民間に移行するのであれば、担い手は誰にするのか。さらに政策にも優先順位を付けなければなりません。そのうえで、住民と合意を図っていく必要があります。それを経て策定した計画に記したことはしっかりとやり、記されていないことは実施しないという原則を確立していきます。

今申したことを肝に銘じ、国の新たな施策展開や社会の潮流も視野に入

す。

(2)平成26年の策定時には、国立社会保障人口問題研究所の推計値を採用して、10年後の平成36年には9千617人と推計

されていたため、人口流入や定住施策を展開することによって9千700人とする将来人口としました。今後引き続き移住・定住施策を実施しながら、目標値に近づけていきたいと考えています。なお総合計画と総合戦略の人口推計値は整合性を図っています。

また諸施策を講じた場合、先ほどの研究所の想定では22年後の2040年には8千217人、42年後の2060年は6千329人とされています。川辺町に住まいを置く定住人口への政策だけではなく、交流人口を増やしていくべきであるとの指摘はそのとおりだと考えています。

交流人口が増加すれ

ば、経済循環の拡大が見

込めるだけでなく、新たなコミュニティが形成され、外部の視点を生かした取組が生まれ、それがさらなる交流人口の増加

を呼ぶ「人の好循環」が期待できます。昨年あたりから、民間の力による、川や山などの既存の資源を活用してのイベントが実施されています。また春からも新たな試みが始まると聞いています。従って、民間活力を取り入れた事業も研究・連携しながら、後期計画には積極的に盛り込みたいと考えています。

なお提示可能な交流人口は、岐阜レガッタや川辺清流レガッタなどの参加者数やボート合宿で来町された選手の人数のほか、川辺おどり・花火大会とふれ愛まつりについては推定値ではありませんが、4万3千人、1万3千人と来場者数を把握しています。

(3)今回の後期計画策定

は、基本構想にも影響を

及ぼすような計画変更は考えていません。また節度を保った財政運営により、前述したように、町民のための基本計画・財政計画となるよう、細心を尽くして策定していく

所存です。さらに基本計画の各事業の工程表とされるロードマップは、当町では3年間の「ローリング実施計画書」を執行計画書として位置付け、計画実現のための主要事業の工程などをまとめていきます。今後においても政策的目標に近づいているのか、より一層の厳しい視点で評価も行っていきます。



# お知らせ

一般質問の様子をCC  
ネットで放映しています。

これは議員活動の活性化を図るとともに、町民に対して開かれた議会の実現を目的に実施するものです。

放映は、編集を経て定例会最終日の翌週の土曜日と日曜日に予定しています。

放映日程等は、ケーブルテレビの地域情報番組で案内されます。

皆さん是非ご覧下さい。次回の定例会は6月に開催します。

また議会及び総務委員会は傍聴できますので、是非お越し下さい。

**第2回定例会(6月)の予定**  
6日・定例会(初日)

- ・総務委員会
- 7日・総務委員会
- 8日・総務委員会
- 15日・定例会(最終日)

※日程は都合により変更となる場合があります。

# 議会 会 日 誌

## 2月

- 1日・議会行政連絡会議
- 8日・可茂町村議会正副議長研修会
- 11日・カワベイ未来投資会議
- 13日・川辺町障害者計画策定委員会
- 15日・議会行政連絡会議
- 20日・学校給食運営委員会
- 22日・川辺町青少年育成町民会議総会
- 23日・中濃地域農業共済事務組合例月検査
- 26日・議会運営委員会



## 3月

- 1日・中濃地域農業共済事務組合議会定例会
- 5日・定例会(初日)
- ・総務委員会
- 6日・中学校卒業式
- ・可茂地域一部事務組合議会定例会
- 7日・総務委員会
- 8日・総務委員会
- ・川辺町連日福寿会研修会
- 9日・総務委員会
- 12日・総務委員会
- 16日・定例会(最終日)
- 20日・新旧合同区長会
- 23日・各小学校卒業式
- 26日・グラウンドゴルフ大会
- 27日・各こども園卒園式
- ・岐阜県町村議会議長会評議員会
- 28日・中濃地域農業共済事務組合例月検査
- ・議会報編集委員会
- ・可茂地域行政懇談会

## 30年2月〜30年4月

## 4月

- 1日・消防入退団式
- 5日・各こども園入園式
- 8日・ぎふ清流里山公園開園式典
- 9日・小中学校入学式
- 13日・議会報編集委員会
- 20日・議会報編集委員会
- 21日・文化協会代表者総会
- ・川辺町猟友会総会
- 28日・加茂地区交通安全協会川辺支部総会



# 編集後記

今年の3月はポカポカ陽気だったので、桜が大急ぎで開花し、好天にも恵まれ長期間観賞できました。祭りや入学式の頃には花は散り、桜の季節が早く終わってしまいました。

現在、3名の編集委員がこの議会報を定例会毎に作成しており、町民の皆さんに読んで頂けるよう毎回研究しています。

昨年度、第32回町議会広報全国コンクールに「かわべ議会だより151号」を応募しました。

結果は参加証でしたが、議会まめ知識・議案ピックアップ・総務委員会の質疑応答記事を高評価していただきました。

今後も、興味を持って頂けるよう工夫を凝らしていきますので、ご期待下さい。

M・S